２０１０年7月１６日

岡山地方最低賃金審議会
会長　有利　隆一　様

岡山県労働組合会議
議長　花田　雅行
岡山県労会議パート・臨時労組連絡会
会長　高木　　好子

平成２２年度の岡山地方最低賃金改定審議に関する意見書

日頃より地方最賃の改善にご尽力されていることに敬意を表します。

当組合は岡山県内の事業所で働く労働者によって組織された労働組合です。

一昨年から続いている景気低迷の中で、若干は持ち直したと言ってもいまだに中小企業や商工業者の営業は依然として厳しい状況に置かれています。中小企業の経営はそのまま若者の就職にも影響し、３月末の高校卒業者の就職内定率は93.6%という厳しさです。非正規雇用者の比率は総数で男性が、1990年8.70%から2010年18.2%と2.09倍になっています。反対に女性は37.9%から53.3%へと2人に1人が非正規雇用という厳しい実態であります。こうした状況は需要と供給の関係から見て、低賃金でも我慢して働かざるを得ない状況をまねいており、総務省の統計（2010年5月28日）を見ても昨年と比べて1.5%賃金が低下しています。

ここ数年で日本ではワーキングプアが急増していますが、低賃金ゆえに貯蓄もできず、容易に解雇されて生活困窮に陥っています。結婚、子育てもできず、社会の基礎単位が崩壊しつつあり、低賃金労働の背景には低すぎる最低賃金があります。最も高い地方でも時給791円、低い地方では時給629円にすぎず、内需喚起どころか、賃金抑制の役割をはたしています。労働者の33.6%（全国労働力調査2010年）が非正規雇用であり低賃金で働いています。これでは内需が冷え込むのも当然であり、景気の回復も望めません。低すぎる今の最低賃金を、早急に最低限の生活を保障しうる水準に引き上げる必要があります。

最低賃金の引き上げは景気刺激策としても有効と考えます。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからです。米国のコストコ社（会員制の倉庫型店舗を展開している会社）は「最賃の引き上げが地域経済を押し上げることになる。ビジネスにとっても地域社会にとっても利益になる。会社の評判を高める」（2007年2月8日米国紙報道）と語り、最賃の引き上げ効果を疑問視する日本の大企業の経営者とは見解の違いを鮮明にしています。日本の富士通総研は「最賃を800円にすれば、低賃金の労働者には相当の購買力の拡大になる。これは相当の需要拡大になる」と主張しています。国内の消費を高め、景気を刺激するためには最賃の大幅引き上げが求められています。

最低賃金を、最低生活を保障しうる水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で貧困が生み出されないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が通用する社会にすべきではないでしょうか。

労働基準法は、第１条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」。最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとの趣旨を規定しています。
違法状態ともいえる、今の低額最賃を大幅に引き上げ、働く貧困をなくす最賃の改定をすべきと考えます。

私どもは改定最低賃金法で盛り込まれた最低賃金と生活保護との「整合性」の取り方について次のようにすべきと考えています。

１．厚生労働省が従来から最低賃金との比較で示してきた生活保護の指標は、衣食と光熱費・家具什器費などに当たる「生活扶助」と「住宅扶助」だけを合計し、税金・社会保険料など公租公課分を考慮する、というものでした。しかし、これでは「健康で文化的な」最低生計費に及びません。これらのほかに、「冬季加算（５か月支給）」や「期末一時扶助」、「勤労控除」などを含めなければ、働く人の最低生計費の参考指標にはなりません。

２．住宅扶助については、低すぎて意味を失っている「住宅扶助基準」（一・二級地で 13,000 円以内、三級地で 8000 円以内）でなく、実際に運用されている（住宅扶助特別基準）を参考にすべきと考えます。

３．県内では、最も高い岡山市の生活保護基準を適応するべきと考えます。もしも低い級地に合わせようとすれば、雇用労働者がもっとも多い岡山市で、最低賃金が生活保護を下回る事態となります。厚生労働省の資料には、級地ごとの人口で加重平均をだして、最低賃金と比較したものがありますが、その場合、岡山市の労働者に適用される最低賃金が生活保護基準を下回る事態を避けられません。

４．月ベースの可処分所得である生活保護基準と、時間額表示の最低賃金を比較する場合、換算のための労働時間をどう設定にするかも重要です。厚生労働省は月の労働時間を 173.8 時間という、法定労働時間上限の数値を使っていますが、これは一般労働者の「所定外労働時間を含む総実労働時間数」を上回る長時間労働です。『毎月勤労統計調査 2010 年 4 月』で一般労働者の平均的な労働時間をみると、たとえ時間外労働を含めても県では 162.8 時間（30 人以上の事業規模）です。平均所定内労働時間は 148.1 時間です。最低賃金が短時間労働者の賃金相場に強く影響していることも踏まえ、月 150 時間（年 1800 時間ベース）で月額換算することを提案します。

５．以上の点を考慮して、岡山市の生活保護基準の 18 歳単身者を計算しますと表 1 のようになります。

表 1．岡山市　生活保護基準　18 歳単身者

費目	金額	備考
①生活扶助１類（18－19 歳）	４０，１９０	
②生活扶助２類（１人世帯）	４１，４８０	
③生活扶助冬季加算（月平均）	１，２２９	２，９５０×５月／１２月
④期末一時扶助（月平均）	１，２２８	１３，５４０／１２月
⑤住宅扶助単身基準限度	３７，０００	
⑥基礎控除（就労必要経費）	１７，２６２	２４，６６０×０．７
⑦合計	A　１３８，３８９	
⑧公租公課分上乗せ（A／0.857）	B　１６１，４８０	厚生省試算公課負担率補正 0.857
⑨A の時間当り賃金（B／173.8）	C　　９２９	
⑩2010 年県最低賃金	D　　６７０	
⑪県最賃との差（C－D）	E　　２５９円	
⑫特別控除を算入した場合（+11,600）	B“１７３，０８０	左時間給　C“＝９９６

６．昨年度の地域別最低賃金の改定目安は、地域別格差を前提とし、それをさらに固定化しています。都道府県別に大きな格差のある最低賃金では、地方の（青年）労働者が大都市圏に流入し、ますます地方を疲弊させてしまいます。また、公正競争を担保できない、金額の周知も徹底できない、税制や年金など社会保障制度との整合性もとれない、といった問題をそのまま残してしまいます。大都市への経済集中と地方経済の衰退という政策課題も視野に入れ、地域間の経済格差や生活格差を縮小するために、全国一律の最低賃金制度とすること。その上で、現行の地域別制度からの移行措置について検討することを求めます。

７．最低賃金体験の結果

私たちが現行最賃額での生活を１ヵ月間体験した結果を別紙に資料として添付します。

現行最賃時間給 670 円で週 40 時間労働として、1ヵ月 172 時間労働として 115,240 円の収入から、社会保険・税金、家賃・水道光熱費、電話代、新聞代、会費など固定した経費を除くと「使える額」は、12 人平均で 47,355 円、１日 1,528 円でした。

このほとんどが費目Ｉ（食費、被服費）で、節約した食費で「精いっぱい」となり、医療、交通・通信費、教育費などにはほとんど使えない状況となりました。教養・娯楽費、交際費、小遣いなどの費用はなく、これを使った人が最賃額を超えました。「毎日弁当持参でスーパーの買い物は 20%割引をねらって買った」「外出せずに出勤時は口紅も試供品を使った」などの声もあり、人間らしい健康で文化的な生活とは程遠いものでした。

８．是非とも、口頭で意見陳述する機会を与えていただきたいと思います。

また、これまでの述べてきた内容を意見としてまとめたものが以下の内容となります。

９．意見・要望のまとめ

（1）今年度の最低賃金改定審議にあたっては、「景気対策・刺激策」としての姿勢、安心して暮らせる賃金の見直しという観点から大幅引き上げの目安を示すこと。

（2）最低賃金法の趣旨をふまえ、生活保護基準を下回らない水準まで最低賃金を引き上げ、できるだけ速やかに時給 1000 円以上とする方向で、審議を行なうこと。

（3）最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、昨年の方式を見直し、以下の点を配慮した新たな手法を採用すること。

1）生活保護の級地については、各級地の加重平均とすると最低生計費を下回る水準を適用される人が多数でてきてしまうことから、都道府県庁所在地の値を用いること。

2）勤労にともなう必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。

3）住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。

4）最低生計費換算のための労働時間は実態として時間外労働をふくむ水準となることから、　政府の目標である年 1800 時間ラインの月割り数である月 150 時間とすること。

5）公課負担（税・社会保険料）補正をする際、沖縄の数値を他の地方にあてはめないこと。

（4）地域間の賃金格差を是正し、事業の公正な競争をはかるため、Ａ～Ｄの４つの各ランク内・各ランク間

の最低賃金格差を縮めること。

文責

岡山県岡山市北区春日町５－６

岡山県労働組合会議事務局長　　伊原　潔

以上。

添付資料

２０１０年最低賃金生活体験資料